

高知工業高等専門学校専攻科連絡会規則

制 定 令和 4年 3月 17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第16条の2第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校専攻科連絡会（以下「連絡会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連絡会は、専攻科に係る詳細事項の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻主任
- (2) 副専攻主任
- (3) 教務主事補佐
- (4) その他専攻主任が必要と認めた者

2 専攻主任は、連絡会を主宰する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日より施行する。